

吉田町介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)サービスコード表(令和6年4月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位				
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	要支援1・2 (週1回程度)	日割りの場合	1,176 39	1月につき 1日につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			÷30.4日	39単位				
A2	1211	訪問型独自サービス12		要支援1・2 (週2回程度)	日割りの場合	2,349	1月につき			
A2	2211	訪問型独自サービス12日割り			÷30.4日	77単位	1日につき			
A2	1321	訪問型独自サービス13		要支援2 (週2回を超える程度)	日割りの場合	3,727	1月につき			
A2	2321	訪問型独自サービス13日割り		÷30.4日	123単位	1日につき				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週あたりの標準的な回数定める場合	要支援1・2 (週1回程度)	(1) 1週の1回程度の場合	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12				要支援1・2 (週2回程度)	(2) 1週の2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13				要支援2 (週2回を超える程度)	(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事務所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算					
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に同居する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200				
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200				
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50	1月1程度			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算					
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算					
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算					
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算					

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

吉田町介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(介護予防通所介護相当)サービスコード表(令和6年4月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援1		1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合 ÷304日	59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2		3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合 ÷304日	119単位	119	1日につき		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	要支援1		-18	1月につき		
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷304日	1単位減算	-1	1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2		-36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷304日	1単位減算	-1	1日につき		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	要支援1		-18	1月につき		
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷304日	1単位減算	-1	1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2		-36	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷304日	1単位減算	-1	1日につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	要支援1	376単位減算	-376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752			
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上向きグループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160			
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88単位加算		1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援2	176単位加算			176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72単位加算			72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度20単位加算)		20	1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度5単位加算)		5			
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算				
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算				
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算				
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ加算		所定単位数の11/1000 加算				

吉田町介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス(介護予防通所介護相当)サービスコード表(令和6年4月1日以降)

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目		要支援1					
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59単位			41
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目		要支援1					
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位			41
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき